小林斎場整備運営事業 要求水準書(案)の修正について 【新旧対応表】

令和5年6月 大阪市

No		節	<u>貝 4407 9</u> :	<u> 項目</u>	J L	IB	新
				-	本事業の目	… なお、PFI手法を導入することによる効果を最大限に活かすため、維持管理企業及び運営企業のノウハウを施設整備段階でも発揮すること、設計企業、建設企業及び工事監理企業のノウハウを維持管理・運営業務にも発揮すること等、	… なお、PFI手法を導入することによる効果を最大限に活かすため、維持管理企業及び運営企業のノウハウを施設整備段階でも発揮すること、設計企業、建設企業及び工事監理企業のノウハウを維持管理・運営業務にも発揮すること等、各業務段階で事業者内の企業間で関わりあう仕組みや、代表企業等が本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を統括し、事業全体をマネジメントする仕組み等についての提案を期待する。また、本事業が、火葬場としての公共的機能を果たすものであると同時に、街の空間や景観の重要な一部を構成するものであることを認識し、より良い街の空間や景観をつくるために、建築、外構ともに、適切な計画と意匠となるともに、それを達成するために十分な技量を備えた設計施工の体制の構築を期待する。… 2. 故人との最後のお別れの場としてふさわしい施設の整備・運営と財政負担軽減の両立民間のノウハウを活用することで、利用者がゆったりと安心して使用でき、安らぎを感じることのできる落ち着きのある空間とするなど、故人との最後のお別れの場としてふさわしい施設として整備・運営を行うとともに、利用者にとって利便性が高い施設とする。なお、告別や収骨等の火葬業務についても安定して質の

<u> </u>	<u> 水準</u>	<u> </u>	<u>〔)及</u>	<u>ひ別</u>	<u>添貨</u>	料の修	<u> </u>	7容								
No	頁	章	節			,	項目		IΒ				新			
2	6	1	3	4	(1)			小林斎場	 ◇必須施設> ① 大葬施設 ② ① に附帯する設備及び什器備品 ③ 外構(駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等) ④ ① から ③ までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物 必須施設については、「公の施設」として整備費及び維持管理・運営費(光熱水費)を本市が負担する。 〈提案施設> 必須施設との連携・相乗効果が見込める施設。設置を義務付けるものではなく、事業者の提案によるものとする。 提案施設は、事業者の提案する民間施設として、整備費及び維持管理・運営費を事業者が負担し、その上で条例等に定める金額以上の使用料(事業者が提案する金額)を事業者が本市へ支払うものとする。 なお、提案施設における自動販売機や飲食・物販販売等による売上金は事業者の収入とする。 	①②③④必ス負 く必く提費がな	必須施設>(以下「本施設 火葬施設) (以下「本施設 火葬施設 ①に附帯する設備及び付外構(駐車場、駐輪場、 ①から③までに掲げるも 頁施設については、「公の 付価として、本市が負担す 目する。 是案施設との連携・相乗効の 案施設との提案によるも とを事業者が負ものとよずのと を事業者が負ものとと を事業者がしたおける自動 の収入とする。	什器様、フェルの が が で で の の の の の の の の の の の の の	ニンス 敷地 (水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・水水・	内に設 <u>サート</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が維持管 ごス対位 置を義務 備費と案	理・運営費をサービ 型とは別に、本市が 付けるものではな び維持管理・運営 でする金額)を事業者
									また、本事業では、上記施設(必須施設・提案施設)の整備に加え、既存施設の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとし、解体撤去にかかる費用は本市が負担する。	の は <u>・</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ナービス対価として、本市 分(植栽、フェンス等)も含 事業におけるサービス対(策を含む。 「が負担すいな」 「おな」 「西、運営」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	。)を行う する <u>。な</u> 収入の対 i・運営場	ものと お、既存 対象にこ	し、解(k p施設に ついてに 対象 光熱	は、敷地内の外構 ○ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
											», <u> </u>	整備	管理		水費	への支払い)
3	7	1	3	4	(2)			既存施設			本施設 既存施設	•	•	•		なし
											(解体) 提案施設	A	0	0	0	 あり
											提案施設	0	0	0	0	あり
										●· ●· ○· •	※本施設と別棟とする場合 ・・サービス対価に含まれ・ ・・サービス対価に含めず ・・独立採算事業として、原・・施設整備費の内、躯体とし、それ以外の費用(内 立採算事業として、原則と	、本市が 別として 、設備配 装、備品	運営収 管•配約 、空調模	入によ 等はサ &器、律	ト <u>ービス</u> 生機器	対価に含まれるも

No	水 <u>华</u> 書		節				項目	-	IB			新
						Π	Т	T		〈大規模	関係繕の定義>	
											区分	定義
											建築	建築物の一側面、続する一面全体又は全面に対して 行う修繕 (該当例) 屋根・外壁の防水シートの全面張り替え、外壁の全 面再塗装 等
4	8	1	3	4	(3)			維持管理業	_		電気設備	機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕 (該当例) 電気設備における高圧機器や配線等の全面的な更 新、照明器具の全灯更新 等
					(0)			務			機械設備	機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕 (該当例) 機械設備における空調機・冷暖房ユニットの全面的 な更新、給排水及び空調配管・配線等の全面的な更 新等 等
											火葬炉設備	本体の入替えを行う修繕 ※燃焼設備・通風設備・排ガス冷却設備・排ガス処 理設備・付帯設備等の全ての設備の一式の更新で はなく、各設備の一式更新を大規模修繕とする。
5	9	1	3	4	(4)			運営業務	(※2)斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、 <u>別途事業者と委託契約を締結するものとする。</u>			明書発行手数料の徴収等の業務については、 <u>別途事</u> 営企業と委託契約を締結するものとする。
6	10	1	3	6	(1)				事業者は、 <u>収益を目的とした提案施設の設置に伴う使用料を本市に支払うこと。</u> 使用料については、大阪市財産条例(昭和39年3月19日 条例第8号)及び大阪市財産規則(昭和39年4月1日 規則第17号)の定めるところにより算出した使用料以上で、事業者が提案する金額を支払うものとする。	は、大阪 和39年	反市財産条例(昭	7号)の定めるところにより算出した使用料以上で、事
7	10	1	3	7				水光熱費の 負担	提案施設を除く本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本 市が負担する。 本事業は、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。	<u>サービス</u>	ス対価とは別に、ス	
8	11	1	3	8	(5)			セルフモニタ リングの実 施	事業者は、 <u>四半期ごとに1回以上、</u> 本市にセルフモニタリング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告書には、以下の内容を記載すること。	<u>とに1回</u> 時、本7	以上及び基本設	計終了時、実施設計終了時、建設・工事監理業務終了 リング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告

No												
110	頁	章	節		項目				IB			新
							表1	事業スケジュール(予定)		表1-	2 事業スケジュール(予定)
								事業契約締結	令和6年2~3月		事業契約締結	令和6年2~3月
								事業期間	事業契約締結日~令和30年3月31日		事業期間	事業契約締結日~令和30年3月31日
								設計・第1期建設期間	令和6年4月1日~令和10年1月31日まで		設計・第1期建設期間 (小林斎場 (什器備品含む) の 整備)	令和6年4月1日~令和10年1月31日まで
								施設引渡し日(第1期)	令和 10 年 1 月 31 日まで		施設引渡し日(第1期)	令和 10 年 1 月 31 日まで
								開業準備期間	令和10年3月31日まで		開業準備期間	令和 10 年 3 月 31 日まで
						事業スケ		供用開始日 (第1期)	令和 10 年 4 月 1 日		供用開始日 (第1期)	令和 10 年 4 月 1 日
9	12	1	3	9		デスフ ジュール(予 定)		第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構 等の整備)	第1期建設期間終了後~令和 11 年 3 月 31 日まで		第2期建設期間 (既存施設の解体・撤去、外構 等の整備)	<外構等の整備> 第1期建設期間終了後~令和11年3月31日まで <既存施設の解体・撤去> 供用開始日(第1期)~令和11年3月31日まで
								施設引渡し日(第2期)	令和 11 年 3 月 31 日まで		施設引渡し日(第2期)	令和 11 年 3 月 31 日まで
								供用開始日 (第2期)	令和 11 年 4 月 1 日		供用開始日(第2期)	令和 11 年 4 月 1 日
								維持管理期間	施設引渡し日(第1期)~令和30年3月31日		維持管理期間	施設引渡し日(第1期) ~令和30年3月31日
								維持管理期間 (植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日(第2期)~令和30年3月31日		維持管理期間(植栽・外構維持管理業務)	施設引渡し日 (第2期) ~令和30年3月31日
								運営期間	供用開始日(第1期)~令和30年3月31日		運営期間	供用開始日(第1期)~令和30年3月31日
10	12	1	3	10		事業期間終			ら必要事項や操作要領、申し送り事項その他 東業の引き継ぎに必要なわぎ、ねまたにこ			
						予果が同窓了時の措置	(事業 約に ただし	き契約期間満了以外の事由おいて示す。)。	事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこ による事業終了時の対応については、事業 業終了後の当該施設の維持管理及び運営 と協議する場合がある。	契		
11	17	1	6	3			(事業に) おおお (おおり) おおい (おり) まままま (まり) まままま (まり) まままま (まり) まままままままままま	等契約期間満了以外の事由 おいて示す。)。 」、経済合理性を考慮し、事 ついて、必要に応じ事業者と 「建設期間分(小林斎場(什	による事業終了時の対応については、事業 業終了後の当該施設の維持管理及び運営 協議する場合がある。 器備品含む)の整備)は令和10年4月1日ま なの解体・撤去、外構等の整備)は令和11年4	契 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第2期建設期間分(既存施記 日までに供用開始できるよう <u>、事業者提案により、既存</u> が	设の解体・撤去、外構等の整備)は令和11年4 5施設整備を行うこと。 近設の解体・撤去は、供用開始日(第1期)まで 可能であることを前提として、既存施設の一部
		1				了時の措置 供用開始予 定日 現小林斎場	((新 に 大 形 に に 月 1 表 6 1 ま 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	製約期間満了以外の事由 おいて示す。)。 し、経済合理性を考慮し、事 ついて、必要に応じ事業者と 明建設期間分(小林斎場(什 第2期建設期間分(既存施設 日までに供用開始できるよう 遺体預り件数(令和3年度)	による事業終了時の対応については、事業 業終了後の当該施設の維持管理及び運営 と協議する場合がある。 器備品含む)の整備)は令和10年4月1日ま めの解体・撤去、外構等の整備)は令和11年4 施設整備を行うこと。	契 業 第 に 月 な の を	第2期建設期間分(既存施語 日までに供用開始できるよう、事業者提案により、既存施 事業者提案により、既存施 存施設の継続的な運営が 行して解体することも可能で 7 遺体預り件数(令和3年原	5施設整備を行うこと。 西設の解体・撤去は、供用開始日(第1期)まで 可能であることを前提として、既存施設の一部 である。 度)
11	17	1	6			了時の措置 供用開始予 定日	((新 に 大 形 に に 月 1 表 6 1 ま 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	製約期間満了以外の事由 おいて示す。)。 し、経済合理性を考慮し、事 ついて、必要に応じ事業者と 明建設期間分(小林斎場(什 第2期建設期間分(既存施設 日までに供用開始できるよう 遺体預り件数(令和3年度)	による事業終了時の対応については、事業 業終了後の当該施設の維持管理及び運営 と協議する場合がある。 器備品含む)の整備)は令和10年4月1日ま めの解体・撤去、外構等の整備)は令和11年4 施設整備を行うこと。	契 業 第 に 月 な の を	第2期建設期間分(既存施語 日までに供用開始できるよう、事業者提案により、既存施 事業者提案により、既存施 存施設の継続的な運営が 行して解体することも可能で 7 遺体預り件数(令和3年原	设の解体・撤去、外構等の整備)は令和11年4 5施設整備を行うこと。 返設の解体・撤去は、供用開始日(第1期)まで 可能であることを前提として、既存施設の一部 ぎある。

要求	水準	- (柔	<u>:) 及</u>	<u>ひ別</u>	添負:	科(),	修业	<u>니시</u>	谷	
No	頁	章	節				項	B		新
14	21	2	1	3					設計体制と 主任技術者 の設置・進捗 管理	事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を本市に提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。 の責任において実施すること。 の責任において実施すること。 なお、本施設が、街の中にある斎場として、より良い街の空間や景観の形成に資する計画の立案のため、法令上本施設の整備に必要な資格に加え、技術では設部門:都市及び地方計画)、RCCM(造園)、登録ランドスケープアーキテクトなどの有資格者を担当技術者として配置するよう努めること。
										表8 対象施設の諸室構成 表2-2 対象施設の諸室構成
										項 目 内 容 項 目 内 容
										必須施設 利用者 使用施設 風除室、告別室・収骨室、遺体安置室 使用施設 必須施設 利用者 使用施設 風除室、告別室・収骨室、遺体安置室 使用施設 水葬 水葬炉、制御室、排ガス設備機械室、
										部門 職員 使用施設 使用施設 使用施設 食庫、台車置き場 部門 職員 使用施設 食庫、台車置き場 部門 職員 使用施設 食庫、台車置き場
										式場部門 式場、遺族控室、宗教関係者控室 式場部門 式場、遺族控室、宗教関係者控室
										待合部門 待合ロビー、授乳室、利用者用更衣室等 待合部門 待合ロビー、授乳室、利用者用更衣室等
15	23	2	3	1	(2)					事務室、職員休憩室(更衣室、給湯室)、救管理部門 護室、ガバナ室、電気室、機械室、 倉庫、自家発電機室 管理部門 管理部門 護室、ガバナ室、電気室、機械室、 倉庫、自家発電機室
										その他共用部等 エントランスホール、利用者用トイレ等 その他共用部等 エントランスホール、利用者用トイレ等
										車寄せ (霊柩車、利用者用 (普通車、マイクロバス)、業者用等、目的別に整備)、メンテナンス車路 車寄せ (霊柩車、利用者用 (普通車、マイクロバス)、業者用等、目的別に整備)、メンテナンス車路
										財車場、駐輪場、植栽、門扉・塀・フェンス等 提案施設 (例) カフェ、売店、自動販売機コーナー、 株等 外構等 財車場、駐輪場、植栽、門扉・塀・フェンス等
										上来施設 -
16	24	2	3	2	(1)	12			全体計画	施設計画にあたっては、当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、必要 施設計画にあたっては、当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、建 に応じて、敷地を分筆・登記する等、建築確認申請上、支障のない計画とする 確認申請上、支障のない計画とすること。 こと。
17	24	2	3	2	(1)	13			全体計画	将来的な利用形態の変化(火葬需要や葬送文化などの変化)を視野に入れ ー
18	26	2	3	2	(2)	3	iii)	b	霊柩車	敷地内に駐車スペースは設けないこと。 敷地内に駐車スペースは設けないこと。 <u>ただし、一時駐車場は設けること。</u>
19	26	2	3	2	(2)	3	iii)	С	霊柩車	
20	26	2	3	2	(2)	3	iv)	С	マイクロバス	
21	28	2	3	2	(5)	4				外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。 すること。ただし、事業者提案により、適切に動線が確保されている場合はこの限りではない。 外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置した配置した。 すること。ただし、事業者提案により、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの動線が確保されている場合はこの限りではない。
							ļ			

要求:	<u>水準</u> 書	!(案)及	<u>び別</u>	<u>添資</u>	<u>料の</u>)修]	<u> </u>	容		
No	頁	章	節				項	目		坦	新
22	32	2	3	5	(2)	12					火葬炉設備を2階以上に設置することは、原則認めないものとする。ただし、エレベーターでの運搬等に伴う作業効率性の確保や維持管理費用等の増大等の懸念を解消可能な提案の場合は、この限りではない。 <u>また、火葬炉本体(主燃焼炉・再燃焼炉)を1階に設置し、その他(排ガス処理設備等)を2階以上に設置することは可とする。</u>
23	34	2	3	5	(3)	7	iv)		※ 雷設備	発電設備の仕様は、火葬部門設備及び事務室、トイレ、給湯室等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、 <u>通常の火葬件数</u> で3日間運転できるものとする。	発電設備の仕様は、火葬部門設備及び事務室、トイレ、給湯室等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、 <u>通常の火葬件数(28件/日)</u> で3日間運転できるものとする。
24	36	2	3	5	(3)	12	i)			火葬炉に関する事項は <u>事務室等で、空調設備、昇降機設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行えるよう、</u> 中央制御方式とすること。	火葬炉に関する事項は <u>、事務室・制御室等での監視及び制御が行えるよう、</u> 中央制御方式とすること。
25	40	2	3	5	(8)	1				災害発生時にも、火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの <u>最大火葬件数</u> で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。	災害発生時にも、火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの <u>通常の火葬件数(28件/日)</u> で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。
26	43	2	4	1	(1)	4				外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。	外部からの出入りの必要な室(式場、残骨灰保管室等)は外部に面した配置とすること。ただし、事業者提案により、利用者が式場に不便なく出入りできる場合や、残骨灰の運搬の出入りに支障がない場合など、外部からの動線が確保されている場合はこの限りではない。
27	48	2	4	1	(5)	3	iii)		待合ロビー	1	利用者(子どもを含む)が落ち着いて過ごすことのできる空間とすること。
28	49	2	4	1	(4)	3	i)			職員休憩室は、 <u>職員室</u> に近接して配置すること。施錠可能なロッカー、下足入れを設置すること。	職員休憩室は、 <u>事務室</u> に近接して配置すること。施錠可能なロッカー、下足入れを設置すること。
29	49	2	4	1	(5)	4	ii)		職員用トイレ	トイレの出入口には扉を設置すること。	トイレの出入口には扉を設置すること。 <u>ただし、トイレ内部が見えないよう配慮する場合は、この限りではない。</u>
30	52	2	4	1	(6)	3	ii)		利用者用トイレ	利用者の利用しやすさに配慮した位置に配置すること。トイレの出入口には扉を設置すること。	利用者の利用しやすさに配慮した位置に配置すること。トイレの出入口には扉を設置すること <u>。ただし、トイレ内部が見えないよう配慮する場合は、この限りではない。</u>
31	55	2	4	1	(8)	⑤	i)		門扉・塀・	門扉は不審者等の侵入抑止効果がある形状、長期間の利用に耐えられるよう	門は通行禁止エリアに留意し、利用者の利用に支障のないよう設置すること。 門扉は不審者等の侵入抑止効果がある形状、長期間の利用に耐えられるよう な材質、構造とすること。 <u>なお、門扉は斎場にふさわしいものとすることが望まし</u> い。
32	58	3	1	2	(1)					第1期建設期間分(小林斎場(什器備品含む)の整備)は令和10年1月31日までに、第2期建設期間分(既存施設の解体・撤去、外構等の整備)は令和11年3月31日までに工事を完了すること。	第1期建設期間分(小林斎場(什器備品含む)の整備)は令和10年1月31日までに、第2期建設期間分(既存施設の解体・撤去、外構等の整備)は令和11年3月31日までに工事を完了すること。 なお、事業者提案により、既存施設の解体・撤去は、供用開始日(第1期)までの既存施設の継続的な運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体することも可能とする。

				נית יט	冰 貝	<u> </u>	修止区		In.	±r
No	頁	早	即				項目		IΒ	新
33	61	3	2	4	(1)	1		建設工事	事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に <u>毎週報告</u> するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。	事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に <u>毎月報告</u> するほか、本 市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
34	68	3	11	2				完成時業務	完成検査・確認は、次の「(1)事業者による完成検査」及び「(2)本市による完成確認」の規定に則して実施する。また、事業者は、本市による完成確認後に、「(3)完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出する。 (1) 事業者による完成検査 ① 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施すること。	成検査 及び「(3)本市による完成確認 の規定に則して実施する。また、事業者は、本市による完成確認後に、「(4)完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出する。
35	69	3	11	2	(4)			完成図書の 提出	事業者は、本市による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提出時の部数等については以下のとおりとし、体裁等については本市と協議し決定すること。	事業者は、本市の行う完成確認の際に、本市による完成検査の通知に必要な 完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保する こと。なお、提出時の部数等については以下のとおりとし、体裁等については本 市と協議し決定すること。
36	71	4	1	3				維持管理業務計画書	つつ、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務年間業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受けること。なお、維持管理業務計画書は、各年度業務実施開始の1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については引渡し予定日の6ヶ月前)までに本市へ提出すること。 (1)維持管理は、予防保全を基本とすること。 (2)本施設が有する性能を保つこと。 (3)建築物の財産価値の確保を図るよう努めること。 (4)合理的かつ効率的な業務実施に努めること。 (5)本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康を確保するよう努めること。 (6)劣化等による危険及び障害の未然防止に努めること。 (7)省資源及び省エネルギーに努めること。 (8)ライフサイクルコストの削減に努めること。 (9)環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。 (10)故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。	事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務年間業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受けること。なお、維持管理業務計画書は、各年度業務実施開始の1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については供用開始日(第1期)の6ヶ月前)までに本市へ提出すること。 (1)維持管理は、予防保全を基本とすること。 (2)本施設が有する性能を保つこと。 (3)建築物の財産価値の確保を図るよう努めること。 (4)設計業務において計画した植栽等による豊かな環境を保つこと。 (5)合理的かつ効率的な業務実施に努めること。 (6)本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康を確保するよう努めること。 (7)劣化等による危険及び障害の未然防止に努めること。 (8)省資源及び省エネルギーに努めること。 (9)ライフサイクルコストの削減に努めること。 (10)環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。 (11)故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。 (11)故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。 (12)上記の項目を実現するための具体的な取組について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

<u>安水</u>	<u> 水华</u>	5(条	·) 及	ひ別	添負:	朴の	修止	内容		
No	頁	章	節				項目	1	IΒ	新
37	73	4	1	7	(2)	5		業務従事者	_	<u>事業者には、業務従事者が誇りを持って本施設にて働くことが出来るよう努めることを期待する。</u>
38	89	5	1	1				業務の対象範囲	事業者は、事業契約書、要求水準書、事業提案書に基づき運営業務計画書を作成し、これらに基づき、本施設のサービスの提供及び提案施設の運営を行うこと。 当該業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。 … (1) 予約受付業務 (2) 利用者受付業務 (3) 斎場使用許可業務 (4) 火葬簿等作成業務 (5) 使用料等徴収業務 (6) 利用者受付業務 (7) 棺受入・告別業務 (8) 収骨業務 (9) 遺体預かり業務 (10) 火葬炉運転業務 (11) 式場関連業務 (11) 式場関連業務 (12) 待合関連業務 (13) 証明書発行業務 (14) その他運営上必要な業務	
39	90	5	1	3				運営業務計画書	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務年間業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受けること。なお、運営業務計画書は、各年度業務実施開始の1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については各施設を本市へ引き渡す予定日の6ヶ月前の日)までに本市へ提出すること。	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務年間業務計画書を作成し、本市に提出した上、承諾を受けること。なお、運営業務計画書は、各年度業務実施開始の1ヶ月前(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については供用開始日(第1期)の6ヶ月前の日)までに本市へ提出すること。
40	91	5	1	7	(2)	7		業務従事者	_	事業者には、業務従事者が誇りを持って本施設にて働くことが出来るよう努めることを期待する。
41	94	5	5	4				使用料等徴 収業務	斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者と委託契約を締結するものとする。	斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者 から委託を受ける運営企業と委託契約を締結するものとする。
42	97	5	11	8				式場関連業 務	_	利用者の式場利用時間中の事業者の立会いは必須とはしない。
43	99	6		9					事業者は、提案事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。	事業者は、提案事業の実績報告(売上を含むもの)を、運営業務に係る業務報告書に付して提出すること。 <u>また、事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。</u>
44	100	6		10				提案施設	事業期間終了時には、 <u>提案施設を本施設の一部とする場合を除き、事業者は</u> 提案施設を原状回復して本市に返還すること。原状回復とは、内装等を撤去し た状態をいう。ただし、本市と事業者の協議により、提案施設を本市が譲り受け る場合がある。	

安水.	小华	テノデ	:) 及	<u>い別派貝</u> I	料の修正	<u> </u>		
No	頁	章	節		項目		旧	新
45						資料7	項目 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 令和 昼(小) 4 1 7 3 18 3 7 8 3 7 8 69 3年度 夜(大) 5 4 13 5 36 5 12 14 5 14 15 128 今和3年度 昼 5 4 13 5 36 5 12 14 5 14 15 128 免除分 夜 4 1 7 3 18 3 7 8 3 7 8 69	令和 星 (小) 12 10 18 21 5 20 15 6 11 14 19 7 158 3年度 夜 (大) 4 3 7 10 3 6 6 1 3 6 6 5 60 夜 (小) 6 4 8 11 3 10 7 1 7 7 9 6 79 令和3年度 昼 6 22 16 7 8 11 5 10 8 7 2 102
46						資料8	空機員使用施設 室名称 1室面積 (m) 部屋数 面積 (m) 備考 火牌炉 適宜 14 適宜 人体炉14基 制御室 適宜 1 適宜 排力ス設備機械室 適宜 適宜 適宜 排気方式は事業者提案 残骨・飛灰処理スペース 20 1 20 残骨・飛灰保管室 適宜 適宜 適宜 に、分けて保管すること 遺骨保管室 35 1 35 1 35 倉庫 適宜 適宜 適宜 適宜 台車置き場 適宜 適宜 適宜 (3) 特合部門 室名称 1室面積 (m) 部屋数 面積 (m) 備考 特合口ピー 440 1 440 授乳室 15 1 15 利用者用更衣室 15 2 30 男女別	②職員使用施設 室名称 1室面積(m) 部屋数 適宜 面積(m) 適宜 備考 人体炉14基 制御室 適宜 1 適宜 排気力式は事業者提案 残骨・飛灰処理スペース 20 1 20 対骨灰、集じん灰灰が飛灰は、それぞれ混ざらないように、分けて保管すること 遺骨保管室 35 1 35 倉庫 適宜 適宜 適宜 台車置き場 適宜 適宜 適宜 第合印門 室名称 1室面積(m) 部屋数 面積(m) 備考 存合ロピー 適宜 適宜 適宜 投乳室 15 1 15 利用者用更衣室 15 2 30 男女別
47						資料9	##	接触 接触 接触 接触 接触 接触 接触 接触
48	4					資料11	2) 着工前調査 i) 着工前に、現況を把握するため、事業区域境界において大気、悪臭、騒音、 振動等の測定を行うこと。 <u>なお調査方法は、「資料8性能試験の項目及び手</u> 法」に基づき実施すること。	2) 着工前調査 、i) 着工前に、現況を把握するため、事業区域境界において大気、悪臭、騒音、振動等の測定を行うこと。 <u>なお、調査方法は、事業者提案によるものとする。</u>

9	頁	章	節	項目		IB	新
9	12				資料11	(5) 排ガス処理設備 1) 集じん装置 形式 バグフィルター 数量 排気系列に応じた数量 処理風量 余裕率 15%以上 設計ガス温度 出口温度 200℃以下 設計出口合じん量 0.01 g /N ㎡以下 設計出口ダイオキ シン類濃度 シン類濃度	(5) 排ガス処理設備 1) 集じん装置 形式
0	13				資料11	(6) 付帯設備 1) 炉前化粧扉 数量	(6) 付帯設備 1) 炉前化粧扉 数量 火搾炉用 14組 要部材質 材質は事業者提案による
	16				資料11	3. 電気計装設備 (1) 共通事項 <計装制御一覧表> (五) (五	3. 電気計装設備 (1) 共通事項 <計装制御一覧表> 区分 卵卵
	17				資料11	3) 火葬炉現場操作盤 ③主要機能 タッチパネル式 各機器の操作が手動で可能なもの表示・操作機能 自己診断機能 インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの	3) 火葬炉現場操作盤 ③主要機能 タッチパネル式 各機器の操作が手動で可能なもの表示・操作機能 自己診断機能 インバータの動作、コントロールモニターの動作、酸素 濃度計の動作等のチェックが可能なもの

No	頁	章	節		項	ē目		旧			新				
								(2) 機器仕様 4) 中央監視制御盤 ④主	要機能	(2) 機器仕様 4) 中央監視		要機能			
								運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃炉温度、再燃 炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出ロダン		運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃炉温度、再燃 炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出ロダン			
53	18						資料11		パー開度、冷却器入口温度・圧力、冷却器出口温			パー開度、冷却器入口温度・圧力、冷却器出口温			
J3 	10						貝科口		度・圧力、バグフィルター差圧、排風機出力、集じ ん装置バイバスダンバー開閉、排風機バイバスダン			度・圧力、バグフィルター差圧、排風機出力、集じ ん装置バイバスダンバー開閉、排風機バイバスダン			
									バー開閉、その他のバイバスダンバー開閉、排気筒			パー開閉、その他のバイバスダンバー開閉、排気筒			
								~~~~~	排ガス温度、排気筒CO・O2 濃度等の表示機能		***************************************	排ガス温度等の表示機能			
54							資料15		_	(資料追加)					